

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和元年6月12日(水)  
午後1時00分開会, 午後2時25分閉会  
場 所 第2委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ① 議案第69号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ② 議案第70号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第71号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- ④ 議案第73号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第77号 令和元年度土浦市一般会計補正予算(第3回)~第1表歳出中第3款(民生費)
- ⑥ 議案第78号 令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)

### 4 各種委員会委員の選出

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 土浦市地域医療運営協議会委員   | 1名 |
| イ 土浦市子ども・子育て会議委員   | 1名 |
| ウ 土浦市国民健康保険運営協議会委員 | 2名 |

### 5 閉 会

---

## 出席委員(8名)

- |      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 福田 | 一夫 |
| 副委員長 | 矢口 | 勝雄 |
| 委員   | 田子 | 優奈 |
| 委員   | 奥谷 | 崇  |
| 委員   | 目黒 | 英一 |
| 委員   | 塚原 | 圭二 |
| 委員   | 下村 | 壽郎 |
| 委員   | 鈴木 | 一彦 |
-

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者（23名）

教育長	井坂 隆
教育部長	羽生 元幸
教育委員会参事	菊地 正和
教育総務課長	平井 康裕
学務課長	元川 宏
文化生涯学習課長	中澤 達也
スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	中山 弘
第一学校給食センター	沼崎 俊明
第二学校給食センター	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	菊田 宏巳
健康増進課長	塚本 浩幸
療育支援センター所長	直井 洋明
つくしの家所長	中村 孝一

---

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

---

傍聴者（1名）

男 1名

---

○**福田委員長** こんにちは。それでは文教厚生委員会を開会いたします。早速付託された協議事項、議案の審査に入ります。議案第69号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。社会福祉課長谷川課長。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課でございます。第2回定例会議案書の1から4頁、また文教厚生委員会資料の1頁から3頁になります。それでは議案第69号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は3頁から4頁に改正する議案が掲載されておりますが、説明のほうは委員会資料にていたしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。委員会資料の1頁をお願いいたします。1改正理由でございますが、自然災害により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行っておりますが、国が「第8次地方分権一括法」による「災害弔慰金支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部改正を行い、災害援護資金の貸付利率が年3%以内で、市町村が条例で定める率とされ、保証人の要件が緩和され、償還方法についても拡充されたので、災害援護資金の貸付について、「土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例」を改正するものでございます。2主な改正内容でございますが、災害援護資金の貸付において、貸付条件として、現行の利率、年3%、保証人必須から、保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は、年1.5%の利率に改正します。償還方法は、現行、年賦償還のみでしたが、半年賦償還、月賦償還を追加して、選択可能としました。合せて文言等の整理を行っております。3、新旧対照表ですが、右側に現行、左側に改正後の条文が対比して表示されております。下線をひいてある部分が今回改正するところとなります。3頁になりますが、14条として保証人の条文を追加し、第15条で率、第16条で償還について改正しております。4施行日につきまして、平成31年4月1日とするものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いたします。

○**下村委員** 保証人というのは、例えば災害が発生して、その時にこういったもの、資金をお借りすると、保証人の要件とか何か、どうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 特別保証人の条件は、例えば年収とかの条件は決められておりませんので、保証人として記載していただくものとなります。

○**下村委員** 例えば金融機関からお金を借りる時は、保証人の要件が求められることがあるんですが、それは別にうたわれていないから、そういったことは満たされているというふうに考えているのでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 基本的に保証人がない場合も低利子で貸し出しているように、災害要援護者の人を救済する意味合いでのものと思っており、保証人については厳しくなっていないと思います。

○**福田委員長** 関連なんですけど、保証人の場合、市外在住でも構わないのでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 市内市外を問いません。

○**福田委員長** 他にございませんか。

(「なし」との声有り)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第69号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第69号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第70号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。藤井こども福祉課長。

○**藤井こども福祉課長** 議案第70号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は5頁から8頁となります。また、保健福祉部資料は4頁から6頁となります。説明のほうは保健福祉部の資料にて説明させていただきます。1改正の理由につきましては、「国の省令」において、基準の一部が緩和されたことに伴い、本条例についても一部改正を行うものです。2改正の内容につきまして改正は4つございます。1つ目は、家庭的保育事業等の連携施設について、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業等を加えること。2つ目は、連携施設を5年間は確保しないことができるとされていた経過措置について、さらに5年間延長すること。3つ目は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、連携施設を確保を不要とする事。4つ目は、居宅以外で保育をしている家庭的保育事業について、自園調理の適用を猶予する経過措置の期間を10年とすること。なお連携施設の確保の状況について、国の公表した情報では、昨年4月1日時点で、家庭的保育事業等の内、連携施設の要件を全て満たしている事業者は約46パーセントとなっており、残りの約半分は連携施設を確保出来ていないという状況となっております。この状況を踏まえまして、今回国の省令が改正されたものです。3新旧対照表につきましては、記載のとおりでございます。6ページをお願いします。施行日に関しては、公布の日から施行いたします。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

○**塚原委員** 前回と同じような質問で申し訳ないんですけど、結果的に前回は5年があったって連携できていないので、更に5年延ばしますという話で、下のほうの4番目の④については経過措置を10年にしますと。これ次の5年でそれができなかった時の罰則というのは特にあるのですか。それとも、また出来ないから5年延ばすかという、国でそういう様な意向であるのかわからないんですけど。その辺はどうなんですかね。

○**藤井こども福祉課長** 国の決める省令ですので、私の私見ですが、5年後確保出来ない施設が多かった場合は、延長となるかと思えます。

○**塚原委員** その確保の5年の間に市としては指導するとか、そのような形で必ず次の5年までに受け皿を確保するような指導とかは行っていかれるのでしょうか。

○**藤井こども福祉課長** 資料の4頁で事前の時にもいろんな質問が出てきましたが、土浦市の状況ということで2番の下段のほうになります。8施設中6施設は確保でき

ておりまして、出来ていないのが2施設となっております。今回の改正でどんぐり保育園につきましては連携できることとなりますので、残りは1つ、キッズランドないろいろということになりますが、こちらにつきましては、これまでも相談等を行っておりますが、今後も支援を行って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 他には、ございませんか。

(「なし」との声有り)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第70号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第70号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第71号土浦市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。議案第71号土浦市介護保険条例の一部改正についてでございます。議案書では9頁からとなりますが、説明につきましては、お手元の保健福祉部資料7ページをお願いいたします。1改正理由でございます。消費税が5%から8%に上げられた際に、既に低所得者の介護保険料の軽減を行っております。平成27年度から所得第1段階の方を対象に減額を実施しております。今般、本年10月からの消費税率10%への引上げに合わせて、更なる軽減強化を行うため介護保険法の関係政令が改正されましたことから、減額後の保険料を定めるため、条例を改正するものでございます。2番目の主な改正の内容でございます。3番目の新旧対照表と併せてご説明をさせていただきます。1点目は、元号が変わったことにより「平成」から「令和」に表記を改めるものと、賦課期間を改めるものとなりまして、新旧対照表をごらんください。第4条第1項と第2項の下線部「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成30年度」を「平成31年度」に改めるものでございます。2点目につきましては、今回減額を行う段階が第1から第3段階となりますので、まず第1段階につきましては、2万3,500円から1万8,400円に保険料を改めるものでございます。第2段階と第3段階につきましては、条文を新設いたしまして、それぞれの保険料を4万2,000円と4万8,700円に改めた条文を追加するものでございます。4番施行日につきましては公布の日から、保険料の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いいたします。

(発言者なし)

○**福田委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第71号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第71号土浦市介護保険条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第73号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 文化生涯学習課でございます。議案書にて説明させて戴きたいと思いますが、議案書の17頁をお願いいたします。議案第73号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。本議案は、厚生労働省令の改正に伴いまして、本市条例の一部を改正するものでございます。改正の内容についてでございますが、放課後児童健全育成事業の運営につきましては、「事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない」と定められております。支援員は、「都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならず」とされておりましたが、この度の改正において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限に「政令指定都市の長」が追加されたことから、所要の改正を行うものです。条文改正の内容につきましては、19頁をご覧ください。下から4行目になります。第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでして、特に本市に影響のあるものではございません。この条例は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いいたします。

（発言者なし）

○**福田委員長** ないようですのでそれでは、採決をいたします。議案第73号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第73号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）～第1表歳出中第3款（民生費）を議題といたします。説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課でございます。議案書の40頁をお願いいたします。第3款民生費のうち、児童福祉費についてご説明させて戴きます。下段をお願いいたします。また保健福祉部の資料は8・9頁となります。説明は議案書でさせて戴きます。4目母子父子費の11節需要費から19節負担金補助及び交付金は、未婚の児童扶養手当の受給者に対して国が臨時・特別の給付金をすることに伴い、増額補正をお願いするものです。事業内容について、給付対象は、児童扶養手当の受給者のうち、所得税の寡婦控除が適用されない未婚のひとり親である者で、160人を見込んでおります。給付額は、定額で1人1万7,500円となります。また補助率は国10分の10となっております。歳出の主なものは、システム改修の委託料と給付金でございます。次に5目保育所費の19節負担金補助と交付金は、県の補助事業である「多子世帯保育料軽減事業」について、保育料の軽減制度を拡充する改正がありまし

たので増額補正をお願いするものです。事業内容については、これまでは、第3子以降で3歳未満児の保育料無償化は年収約640万円未満相当までを無償化していましたが、所得制限を撤廃して、完全無償化いたします。補助率は県2分の1、市2分の1となります。対象児童数は本年4月1日現在で1,661人を見込んでおり、制度拡充による補正予算額は1,682万4,000円となります。説明は以上でございます。

○**福田委員長** はい次お願いいたします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算第3回低所得者保険料軽減負担金でございます。議案書では38頁、歳入の区分の16款国庫支出金と、17款県支出金になります。説明のほうにつきましては、資料のほう11頁を使いましてご説明申し上げます。1補正の理由でございます。先程も条例の改正の中でご説明させていただきましたとおり、本年10月からの消費税率10%への引上げに合わせまして、更なる介護保険料の軽減強化を行うため条例の改正をお願いしたところでございます。また、介護保険料を減額した額の一部につきましては、国及び県から低所得者保険料軽減負担金として交付されますことから、一般会計の増額補正をお願いするものでございます。後程ご説明申し上げますが、一般会計で受入れた国及び県負担金につきましては、市の負担分を合算して、一般会計から介護保険特別会計に繰出しをいたします。2の事業概要でございます。(1)につきましては、保険料基準額に対する軽減率となります。それぞれ第1段階と第2段階が0.125、第3段階が0.025軽減するものでございます。(2)減額見込みでございます。それぞれの率を基準額に掛けまして、段階ごとの人数で乗じたものでございます。合計で8,452万2,480円となります。(3)につきましては、軽減する額の国及び県の負担割合となりまして、国が2分の1、県が4分の1となります。

(4)国・県の負担の負担額となります。減額見込みで8,452万2,480円に対しまして、国2分の1県4分の1を掛けまして、国が4,226万1,000円、県が2,113万0,000円を負担していただくものとなります。3番の補正予算額でございます。はじめに、16款国庫支出金でございます。当初予算におきまして、前回の消費税5パーセントから8パーセントへの引き上げに合わせた保険減額を予算化しておりますので、先程申し上げました国負担分4,226万1,000円から当初予算額1,196万6,000円を控除いたしました3,029万5,000円が今回の補正するものでございます。17款県支出金につきましては、国同様に当初予算で計上しております予算を控除いたしまして、今回は1,514万7,000円を補正させていただくものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 続いて地域包括のほうをお願いいたします。

○**水田高齢福祉課長** 続きまして、議案書では歳入が38頁、歳出が40頁となりますが、説明は文教厚生委員会資料12ページでご説明いたします。令和元年度土浦市一般会計補正予算第3回地域包括ケアシステム推進基盤整備事業でございます。1補正

の理由でございます。茨城県では、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問看護事業所などの事業所が新設・拡充を行う際に、必要な機器整備等をするための補助事業を実施してございます。この度、看護師の増員を行う訪問看護事業所から、この補助事業の活用申請がありましたので、補正予算を計上するものでございます。2事業概要でございます。(1)対象事業所は、補助申請のありました「えがお株式会社」、事業所につきましては土浦市田中三丁目にありますウララ訪問看護リハビリテーションとなります。(2)補助対象経費につきましては、この補助事業の内容となっております。補助率につきましては、県2分の1、市4分の1、事業者4分の1となっております。補助対象経費は当事業に必要な備品購入費などとなります。(3)事業内容となります。今回は、訪問用の軽自動車1台の購入となります。13頁をお願いいたします。(4)事業費につきましては、車両の購入費120万9,600円となります。3補正予算額でございます。16款県支出金につきましては事業費120万9,600円の2分の1の60万4,000円を増額し、補正後の予算を366万8,000円とするものでございます。歳出につきましては3款民生費県の補助金60万4,000円に、市補助率4分の1の30万2,000円を合算いたしました90万6,000円を増額し、補正後の予算を3,251万0,000円とするものでございます。説明につきましては以上でございます。

- 福田委員長** はい、これまでの説明の中で質問がありましたらお願いいたします。
- 鈴木委員** まず、文教厚生委員会資料の8頁。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金のところで、児童扶養手当を受ける父又は母である事を要件としているのと、未婚のひとり親であるものというところで、給付対象予定者数が160人ですよね。このどうしても未婚で子どもを持っているという、私たちの先入観で、お母さんと子どもという組み合わせを想定してしまうんだけど、本市の中でお父さんと子どもで未婚というひとり親家庭というのは給付対象数の中でどのくらいいるのかわかります。
- 藤井こども福祉課長** 申し訳ありません。データを持っておりませんので、後で報告させて戴きます。
- 鈴木委員** わかったらでいいです。そういうケースがあるのかなと思って。あともう1つ、私の勉強不足で申し訳ない質問なんですけど、議案の作り方、77号の中で今言ったやつ、ともうひとつ多子世帯保育料軽減事業でこども福祉課の案件が2件あって、同じく77号で低所得者保険料軽減負担金ともう1つ、高齢福祉課案件が2件あって、課ごとに議案として別々に出来てくるんじゃないかと、部単位で1つの一般会計補正だから、議案77号として構成しているのか、この辺がちょっと私も勉強不足で議案の作り方のところ、部長で無いとわからないと思うんですが、この辺技術的なところを教えてくださいなんですけど。
- 川村保健福祉部長** 基本的には、議案に基づいて作っています。ただ作成するのは事業ごととなっておりますので科目ごとという資料になっております。議案書に基づく流れというふうになっております。



- 鈴木委員** そもそも議案を作るというのは何処の段階で。
- 川村保健福祉部部长** 議案そのものは財政課でまとめて作成しております。
- 鈴木委員** 財政に聞かないとダメ。分け方とか。議案としてこども福祉ならこども福祉だけで一本の議案できて、高齢福祉なら高齢福祉で一本の議案で来てても良いのかなと、ふと思っただけ。特に多くの意味はないんだけど。
- 川村保健福祉部部长** 議案としては一般会計の補正予算という1つの議案。全て。その中で分かれているということになります。
- 鈴木委員** なるほど。それなら理解できます。
- 下村委員** 資料の12頁。地域包括ケアシステムについて。今回の補正の理由1番の所で看護師の増員ということから、看護事業所から活用の申請があったと。看護師を増やすというのはどれくらい増やすのかは把握されているのか。
- 水田高齢福祉課長** 今回は看護師を1名増員いたしまして、その看護師1名が訪問看護を行う際に使用する車両を購入する事業が、県の補助事業と合致したということで今回申請をいただいたという形になります。
- 下村委員** ありがとうございます。
- 福田委員長** 関連でこちらの事業所の規模はどれくらいになるものなのでしょう。
- 水田高齢福祉課長** その辺の細かい資料を持ち合せてございませんので後程報告させていただきたいと思います。
- 福田委員長** 他にございますか。
- （「なし」との声有り）
- 福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第77号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）～第1表歳出中第3款（民生費）は、原案どおり決しました。次に、議案第78号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。説明をお願いします。
- 水田高齢福祉課長** 議案第78号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第1回低所得者保険料軽減繰入金でございます。議案書では43頁から46頁となっておりますが、説明については文教厚生委員会資料14頁・15頁を使ってご説明をさせていただきたいと存じます。1補正の理由でございます。先程一般会計補正予算においてご説明させていただきましたとおり、介護保険料を減額した額の一部につきましては、国及び県から低所得者保険料軽減負担金として一般会計で受入れをいたしまして、国及び県の負担金に市の負担分を合算したものを一般会計から繰出し、介護保険特別会計において繰入れをするものでございます。併せて、繰入金と同額の介護保険料を減額するものでございます。2番の事業概要でございます。（1）につきましては、保険料基準額に対する軽減率、（2）見込み額、（3）負担割合、（4）国・県・市負担額につきましては先ほどご説明したとおりでございます。（5）につきましては、前回の

消費税5%から8%への引上げした際に減額しております本年度当初予算に計上した金額でございます。(6)につきましては、(4)で算出しました国・県・市負担額から、(5)でお示した当初予算分を指し引いた今回の補正額合計となるものでございます。15頁をお願いいたします。3補正予算額でございます。1款保険料につきましては今回軽減させていただきます減額する保険料6,058万9,000円を減額補正させていただくものでございます。7款繰入金でございます。保険料軽減額相当分について、国・県・市で負担する額を一般会計から特別会計に繰入するものでございます。今回の補正額6,058万9,000円と減額する補正予算と同額でございます。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ご質問ありましたらお願いいたします。

(発言者なし)

○**福田委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第78号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第78号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決しました。それでは、その他に移ります。各課から何かありますか。

○**塚本健康増進課長** 健康増進課でございます。私のほうから1件ご報告がございます。昨年7月25日に公布されました、健康増進法の一部を改正する法律でございますが、こちらにつきましては段階的に施行される事となりまして、本年1月24日に一部施行されてございます。この内容につきましては、国及び地方公共団体の設備等についての規定が施行となってございます。そして来月7月1日からでございますが、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関において屋内と原則敷地内禁煙というものが施行になってございます。つきましては、現在、本庁舎駐車場から本庁舎に入ってまいります4階・5階・7階・8階の入口にございます灰皿でございますが、施設管理を担当する課のほうでは撤去せざるを得ないということを伺ってございます。また、本庁舎駐車場の出口の部分でございます防災センターの入口の所の灰皿でございますが、こちらは土浦都市開発のほうで設置している灰皿でございますけれども、今月いっぱい撤去する旨の張り紙をしてございまして、今月いっぱい撤去となる予定でいる様でございます。報告は以上でございます。

○**福田委員長** はい、ありがとうございます。

○**鈴木委員** たばこを吸わない私が、えっとー、撤去は仕方がないとして、吸う場所は確保されているのでしょうか。

○**塚本健康増進課長** 私健康増進課の者ですので、撤去後の設置については積極的に勧めたくはないのですが、設置する場所についても施設担当課のほうでは探しているようで、そういった所が見つかれば設置するかもしれないと。設置できる要件としては、煙が流出しないというのが要件としてあるようで、そういった人が立ち入らないような場所という所が1つの要件の中に入っているようでして、そういったところが確保

できれば敷地内でも設置できないわけではないようですので、その際は設置するのかなと思われま

○**鈴木委員** 市役所の前にタバコ屋さんがあるんですが、あの周辺も規制されるんですか。

○**塚本健康増進課長** あの場所については民地でございますが、公共施設の敷地内ではないので今回の規制の対象にはならないと。

○**下村委員** 施設管理者が決定をするんでしょうけども、喫煙場所がなくなるという、私も吸いますけど、まあ理解は出来ます。しかし、庁舎に来た方に対しての周知徹底をどのようにするのかということが問題となってくるのかなと思います。例えば今確かに駐車場から庁内に入る所、ここに喫煙場所があるということによって、そこを通過する市民の皆さんはお子さんを抱えていらっしゃる方もいるし、いろいろと確かに私もまずい所にあるなど感じておりましたけれども、しかしながら市でも施設管理者が閉鎖してしまいますよと。で土浦市庁舎は吸えないんだと、どの様に周知徹底するのかと代替、どこか探すのかということについてどのように把握されているのか教えていただきたい。

○**塚本健康増進課長** 私どもは施設管理者でないので明確にはお答えしかねるのですが、張り紙等で周知を行うのかなと考えております。施設管理を担当する課では場所が非常に悪いということで、苦情も多数寄せられているということで、今の場所は撤去するよと言うような考えで聞いております。その後については先ほど申し上げた通り良い場所が見つければ置くのではないかと思います。

○**下村委員** 県庁も吸えなくなると。敷地内もだめなのかなということをちょっと聞いております。市の施設内も吸えないという、これは学校なども当然吸えないのですから理解しないと。ただ来庁者の方々・来た方にどのようにするのかというのは、たばこ組合から12億数千万を税収として、たばこ組合の人も一生懸命やってくれているわけだから、その理解もしてもらえるように周知をしていただけたらと思います。

○**矢口副委員長** たばこを吸わない者として、ちょっと知識として教えて欲しいんですが、喫煙所というのはそこに灰皿があって、どうしても灰が出るからそこに集まるといった必然性があったと思うんですけど、最近普及している電子たばこの場合は灰皿がなくても当然吸えるわけですよね。実際皆さん電子たばこを吸われる方というのはどうされているのでしょうか。

○**川村保健福祉部長** 現在様々な電子たばこが出ておりますが、必ず、市の職員も吸っていらっしゃる方もいますけれども、必ず灰皿のある場所で吸っております。

○**矢口副委員長** それは広く一般的ということで。

○**川村保健福祉部長** おそらく大体の方は灰皿の場所で吸われているかと思います。

○**福田委員長** その他ありますか。

(執行部なし)

○**福田委員長** 委員の皆さんから執行部にその他何かありますか。

○**下村委員** その他でよろしいでしょうか。私のほうから教育委員会のほうですね、先

ほど午前中ちょっと打ち合わせをしたんですけど、学童保育ですか、放課後児童支援員の配置、これを職員を減という風なことで厚労省から通知、事務次官案方針というのが伝わっていると思うんですけど、この一部の自治体からですね子どもの、地域の放課後支援員が集まらないから、一箇所につき2人以上を1人でも良いでしょうということにしたらということ、参酌すべき基準という提案が出ていたと。これ例えば1人に、土浦市が1人にしてしまうのか、今までと同じように2人確保するのか、あるいは今後は、賃金の問題もあるのかな、賃金を上げるのはまた国のほうで考えるとして、2人を1人でも良いよという参酌すべき基準という所でいくと、土浦市はどのように今後やっていくのかお伺いしたい。

**○中澤文化生涯学習課長** 文化生涯学習課でございます。委員さんからお話しのありました内容は、2018年の11月19日に開催されました地方分権対策有識者会議で考え方が示されたものだと思います。児童クラブ1箇所につき支援員が1人でも良いんじゃないかという考え方が示されています。それを受けまして全国的な状況を見ますと、例えば全国の学童保育連絡協議会、12月になんですけど、従うべき基準に対して断固反対するという声明文を出してございます。また、自治労連におかれましても、最低基準を確立して来た中で、歴史に逆行する行為であるという風なことで、断固反対するという風な談話が出されている状況でございます。土浦市の状況においてでございますが、現在土浦市では44クラブでございます。大体、条例では40以下という風な基準がございます。そのような中で20以下のクラブは、今の所、今年度東小学校・上大津西小学校の児童クラブがございます。東小では21人、上大津西小学校では6人という状況になってございます。土浦市においてこのような状況を鑑みますと、支援員が1人で対応が可能と思われるクラブは、せいぜい上大津西小学校の児童クラブかなと思われると思います。6人であれば1人でも。ただ以前、文教厚生委員会でも報告があったと思うんですが、菅谷小学校と統合される予定であります。そうなりますと支援員1人で対応可能なクラブというのはなかなか難しいのかなと。根本的な児童クラブの趣旨・目的でございますが、子ども達の安全確保、それと保育の質を向上させるためのものでありまして、そういう安心安全の観点から、ほとんどのクラブが40人定員いっぱいの中でございまして、まあ今回の吉田千鶴子議員からの一般質問の中にもありましたように、待機児童が出ているクラブもございまして、40人という人数を鑑みますと、最低2人はどうしても必要かなと考えます。ですから国の方でこのような考え方が示された、1人でもという考え方が示されましたが、今後も担当課といたしましては2人以上と。また、一部の待機児童がいると申し上げましたが、実はほとんどのクラブに配慮が必要な児童がおられます。一般質問でもありましたが、アレルギー体質のお子さんがおられますので、そのような子にも目を配るのであれば、人を増やすことはあるが減らすことは考えられないかなと考えてございます。以上でございます。

**○下村委員** ありがとうございます。しっかりと確保して、まあ増員していただければありがたいんですが、子どもの安全確保という意味でいけば大切ではないかと思いま

すのでよろしくお願ひいたします。あと、学校の方で色覚チョークというのかな。黒板で例えば、色弱だと考えられるのが男の子で40人に1人いるというデータがあるが、黒板で赤いチョークを使うと見えづらいということが新聞にも出ております。土浦市はICT機器が非常に普及し、設置され素晴らしいのですが、未だチョークも使うのかなと。おたずねしたいのですが、色弱の方の把握と、色覚検査というのかな？今は検査が少なくなってきたので把握は難しくなってきたのかもしれないのですが、色覚に障害を持っている子どもが何人いるのかという把握と、色覚チョーク使っているのかということについて伺いたい。

○**中山指導課長** 指導課でございます。現在、学校現場におきましては、知的障害・自閉症など発達障害があり、特別な支援を要する子どもたちが年々増えている状況にあります。本市におきましても、特別支援教育の充実が唱われているところでございます。そのような中、ユニバーサルデザインを取り入れた学校教育が叫ばれておりまして、例えばでございますが、教室の全面を簡素化いたしまして、授業に集中しやすくする。あるいは指示する言葉を少なくするなどわかりやすい指示をする。また、柔らかい言葉や優しい言葉を使って子どもたちにわかりやすいようにするという指導を取り入れております。そういった中で今委員からご指摘があったように、黒板の文字の色を工夫するなどの取り組みも推進してございます。具体的に申しますと、文字の色は白や黄色で書き、そして赤や青色のチョークは線で囲むなど、そういった子どもに配慮した工夫を取り入れてございまして、そういった指導も各学校に訪問指導の際に行っているところでございます。昨年度末でございますが、教務主任会でこの色覚チョークにつきまして話をし、調査をしたところ、その段階では3・4校の学校が導入しているという状況でございました。また、この色覚チョークにつきまして、知らない教員も多数ございました。そのためこの色覚チョークにつきまして、子どもたちにわかりやすい板書が出来るということで周知をはかりましたところ、今年度各学校に聞いたところ、約半数の学校において色覚チョークを導入しているというところでございます。また導入していない学校につきましても、検討しているという学校が多数ございました。今後におきましては文字は白または黄色で書き、そして赤や青のチョークは主にラインを引く際に用いるとか、またご指摘がありましたとおり、ICTを使った、電子黒板を使ったわかりやすい授業なども取り入れながら、この色覚チョークを含めた、ユニバーサルデザインの授業の推進を今後も図って参りたいと考えております。説明は以上でございます。

○**下村委員** ユニバーサルデザインは、最近、大変多くなってきているのが新聞などにも出ております。ただ、色覚チョークを使う学校と使わない学校があるというのは、教育委員会として指導していただきたいなと思います。なぜかという、子供さんは学校に行ってそんなの使っていないよ見づらいと。使っている学校では見やすいよと。というのは、同じ市の子供たちなので差がないようにしてほしいなと思いますのでよろしくお願ひします。それと、先生の中でも私たちの世代でもそうだったですが、色弱の方がいらっしゃることがありますので。例えば色弱の方ですと工業系の学校に

行く時は大変なので。先生方にとっても大変でしょうから、色覚チョークというのが必要かと思われますので、併せて先生方のほうの配慮をしていただきたい。あと、保健福祉ですが、新生児難聴支援というところで、委員長が以前、新生児の難聴についての質問された。誰かがしたかと思うのですが、このことが新聞に6月7日に出たのですが、新生児難聴支援進まずというタイトルになっていますけど、地方自治体で4割体制不備だと書いてあるのですが、新生児の千人に1人か2人の割合で先天性の難聴があるといわれている。生まれた時に、ほとんどの産院で早期発見の検査が出来ますということですね。検査をした結果、支援が必要と判断された者に対し、医療機関の紹介や保健師らの訪問の対策をとっていない自治体は735。全国で1,741市区町村ということでその中で735の42.2%支援体制をとっていない自治体がある。本市においてはその辺について支援はどのように行っているのか。またどのくらい難聴の子がいるのか把握をしているのかをお聞きしたい。

○**塚本健康増進課長** 土浦市では平成30年4月から、昨年4月1日生まれのお子さんから新生児聴覚調査に対する助成を行っております。その結果、4ヶ月検診の時の母子健康手帳によって聴覚検査を受けて、その結果についての確認をしております。現在のところ4ヶ月検診の対象の2月生まれのお子さんまで済んでおまして、3月生まれのおさんは今からとなっております。検査につきましては86.67%の割合で新生児聴覚検査を受けております。4ヶ月検診の中で検査を受けた結果、難聴という風な把握をされた方はおりませんでした。先ほど委員からありました千人に1人か2人ということで、土浦市でも1人か2人いらっしゃる場合もございますが、少なくとも30年度の現状で見ますと、難聴の方は見つからなかったという状況でございます。

○**下村委員** 新生児が少ないですからそのような結果になるかとは思いますが。もしそういったことがあれば速やかに支援体制をとっていただけるようお願いいたします。

○**鈴木委員** 先ほど柳澤議員の一般質問でもあったフッ化物洗口ですが、モデル事業があるというはなしで、募集は始まっているんですか？

○**塚本健康増進課長** 議会中というのもありまして、施設の方にはこれからという状況であります。

○**鈴木委員** 文教厚生委員会の中で、進めようとする部署とあまり積極的でない部署が一緒の委員会ですが、結局、幼稚園・保育園だと乳歯だと思っんですよね。小学校で永久歯になっていくということで、将来的な虫歯予防ということではどうしても永久歯に生え替わっていく小学校での、いわば教育委員会の部分で、なんとかフッ化物を取り入れていただきたいという思いはあるんですけど、これからことあることに議論を仕掛けていくことになると思うので、その辺は教育長よく話し合ひましょう。あと、さっき学童保育の話が出たが、人数の問題もあるんですけど、保育の質の向上という点では、対子どもに対する指導の部分と、指導員同士の、指導員の確保も含め質の向上という部分とある。いくつかの学童の現場を見た私の率直な意見としては、中山先生はさっき学校では優しい言葉を使っているとおっしゃっていたが、残念ながら学童保

育の現場では、この優しい言葉を使っているという習慣はございません。どちらかというと大声を上げて、うるさい子どもを鎮圧することにメインがいつている。そういう部分も含めて、今後学童クラブの問題は、私たち文教厚生委員のメンバーも時間があればそれぞれ現場を抜き打ちで、お忍びで行っていただいて、どういう現場なのかをそれぞれここで感想を述べて、今後どのようにしたらより良い解決になるかを、本当に人数の問題だけでなく、知れば知るほど大変な問題だということ、皆さんに見てもらいたい。私たちが見に行きますというと、指導員を含めてみんなきちんとするので、生の現場を見られませんから、子どもたちが争っているところ、大声を出しているところ、眉間にしわを寄せて怖い顔をして子どもたちを叱っているところを見たい場合は、是非現場の方におじいちゃん・おばあちゃん・お母さんのふりをして見ていただきたい。

○井坂教育長 先ほどのフッ素のほうで、まず前提条件と、私のスタンスを定めるのに、今のところ情報としては、柳澤さんは歯科医師会から話があって、文教厚生委員会に動いた。教育委員会としては歯科医師会からの文書も一切なくて、いつの間にかずるとスタートしていると感じているので、その辺もあるんですけど。柳澤さんが委員長をやっている時に文教厚生委員会に歯科医師会から正式文書がきたんですか？

○鈴木委員 事の発端は、国保運協の時に、たまたま歯科医師会の長谷川会長が私の隣に座って、このままいったら国保の金額が跳ね上がっていくと。なんとか医療費を抑える方法はないのかという議題が出た時に、会議が終わってから長谷川会長が実はこういう良い方法があるんだよということで、子どもたちの虫歯予防で大人までずっと続くことだから、長い目で見ることになるが虫歯予防ができれば、歯科医師会としては収入が減ってしまうんだけど、結果的に国保の医療費抑制につながるから是非勉強してみないかということが口頭であった。その時私が委員長であったので、委員長の時はどうかなというのがあって、柳澤委員長に交代した時にその話を引き継いで、歯科医師会との勉強会を始めましょうと。勉強会を何回か重ねて視察につながった。歯科医師会から正式な文章が上がってきたというわけではない。当然教育委員会にもそういう正式な要望書ということでは出ていないし、市長に対してもたぶん文章は出してないと思う。長谷川会長はことあるごとに市長に対してこういうのがあるんだよと、市長に直接お話ししている。正式な文章が欲しいのであればいくらでも出してと言える。

○井坂教育長 確か私の記憶が間違っていなければ、県の教員委員会と知事部局のスタンスは違っていますよね。

○鈴木委員 はい。

○井坂教育長 文科省と厚生労働省のスタンスも同じではないですよ。

○鈴木委員 はい。

○井坂教育長 全国でこれをやっていない県は、茨城県を含めて3県だけ。東京と大阪を調べたらやっているのは千校の内の1校、東京は2千か3千校の内の7校。でもやっている方に入っちゃっている。全部の児童生徒の約10%強の話の中で、そうい

う情報は歯科医師会から入っているのか。

○鈴木委員 その辺も。

○川村保健福祉部長 フッ化物洗口のモデル事業の今後の流れなんですけど、先日、県と県の歯科医師会から本所の職員向けに、職員に対する説明会が先月保健センターで行われました。委員さんも出席していただいたかと思います。この後は、市内の保育所・幼稚園32箇所に案内をかけ、まず施設長に説明会をまず開きまして、場合によっては、施設の職員または保護者への説明を行った上で、希望調査をした上で手を上げた所があれば始まるという流れになるかと思います。なのですぐに始まるということではありませので、おそらく今年の秋口になってしまうとっております。

○福田委員長 鈴木委員の補足なんですけど、歯科医師会会長さんと理事の方数名と一緒にやったんですけど、理事の方のほとんどが学校の校医で、その経験からどうしても必要だと私の方にも話がありました。では、執行部の方は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○福田委員長 それでは次に、各種委員会等委員の選出について、3つございます。まず、土浦市地域医療運営協議会委員についてをお願いします。1名の選出となります。現在塚原委員ですが、どなたか希望する方はいらっしゃいますか。

○塚原委員 新たに1名ではないですよ。この前皆さん2つ3つ担当として決めたので、そのまま。子ども・子育て会議委員も。

○下村委員 引き続きやりたいな。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 では土浦市地域医療運営協議会委員は塚原委員ということで。子ども・子育て会議委員は下村委員ということで。次に、土浦市国民健康保険運営協議会委員ですが、現在私と鈴木委員ですが希望する方はいらっしゃいますか。下村委員やりますか。

○下村委員 2つやっているんだけど。

○塚原委員 監査委員やっているから。

○福田委員長 目黒委員やりますか。

○目黒委員 はい。

○福田委員長 それでは、土浦市国民健康保険運営協議会委員には、引き続き鈴木委員と目黒委員をお願いいたします。選出された方はよろしく申し上げます。以上で、協議事項等は終わりました。文教厚生委員会を終了します。長時間にわたり、お疲れ様でした。